　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考資料２

大阪府工賃向上計画

〔2018（H30）～2020〕

**平成３０年８月**

**大　阪　府**

目　　　　　　　次

**Ⅰ　はじめに　 1**

１．計画策定の趣旨　 1

２．計画の位置づけ　 2

３．計画期間　 3

４．計画の対象事業所　 3

**Ⅱ　大阪府内の福祉事業所における工賃の現状　 4**

１．大阪府内福祉事業所の概要　 4

（1）事業所の概要　 4

（2）工賃の現状　 5

**Ⅲ　「大阪府工賃向上計画2018（H30）～2020」　 8**

１．計画の基本的考え方　 8

２．目標工賃　 8

（1）大阪府の目標工賃≪第４次大阪府障がい者計画（後期計画）における数値目標≫　 8

（2）目標工賃設定の考え方　 8

（3）目標工賃の達成状況の把握・公表の方法　 9

３．官民一体となった取組に向けたそれぞれの役割　 10

（1）大阪府の役割　 10

（2）就労継続支援Ｂ型事業所等の役割　 10

（3）企業等の役割　 11

（4）市町村の役割　 11

４．今後の具体的方策　 12

（1）各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援　 12

（2）共同受注窓口による受発注促進並びに企業等との協働による製品開発及び販路開拓　 12

（3）優先調達制度の積極的活用　 13

（4）就労支援の場の提供　 13

（5）農と福祉の連携の促進　 13

（6）新たな職域の開拓　 14

（7）府民・企業等に対する情報発信機能の強化　 14

**Ⅳ　参考：工賃向上計画支援事業（Ｈ２７～Ｈ２９）の概要と評価　 16**

１．工賃向上計画支援事業（Ｈ２７～Ｈ２９）の概要　 16

（1）事業概要　 16

（2）事業参加状況（「工賃引上げ計画シート」の提出）　 16

（3）参加・不参加での工賃比較　 17

２．事業の評価　 18

（1）各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援並びに実行支援　 18

（2）共同受注窓口による受発注促進並びに府内調整　 19

（3）府民・企業等への事業所の情報発信機能の強化　 20

**（参考資料）工賃引上げ計画シート 21**

|  |
| --- |
| Ⅰ　はじめに |

１．計画策定の趣旨

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、一般就労へのステップアップと併せて工賃向上に資する取組みを推進し、福祉的就労を充実していくことが必要です。

国において、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して自立した生活を営むことができるような地域社会の実現を目指し、平成１８年４月に「障害者自立支援法」が施行されました。

そして、平成１９年２月に｢成長力底上げ戦略｣を取りまとめ、「福祉から雇用へ」の理念のもと、障がい者が可能な限り就労による自立・生活水準の向上を図ることを基本とし、その取組みの一環として、障がい福祉サービス事業所（以下、「福祉事業所」という。）で働く障がい者の工賃水準を引上げる環境を整備するとともに、一般就労への移行の準備を進めるため「工賃倍増計画支援事業」が創設されました。

これを受け、大阪府では、平成２０年３月、平成１９年度から平成２３年度までの５年間で平均工賃の倍増を目指す「大阪府工賃倍増５か年計画」を策定し、福祉事業所の技術力の向上や経営に関する知識・ノウハウの習熟、販路開拓等の支援を中心とした「工賃倍増計画推進事業」を実施してきました。

その後、平成２４年６月に平成２４年度から平成２６年度まで、平成２７年６月に平成２７年度から平成２９年度までの各３年間を計画期間とする「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づく事業を実施してきましたが、大阪府の月額平均工賃は、依然として全国で最も低い水準にあり、自立した生活を営むには大変厳しい状況にあります。

この間、平成２５年４月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところです。

また、ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月）、働き方改革実行計画（平成２９年３月）や未来投資戦略２０１７（２９年６月）においても、障がい者の希望や能力を活かした就労支援の取組を推進するとともに、農福連携等による就労支援により、工賃向上を推進していくこととされています。

このような中、平成３０年２月末には、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』が国において一部改正され、平成３０年度以降についても引き続き、工賃向上に向けた取組を推進することとされたことから、平成３０年度からの３年間を計画期間とした「大阪府工賃向上計画」を策定し、就労継続支援Ｂ型事業所等のさらなる工賃向上を目指すとともに、一般就労への移行を促進することとしました。

２．計画の位置づけ

平成３０年３月に策定した「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」では、最重点施策の一つとして「障がい者の就労支援の強化」を定め、福祉的就労の活性化を図るための支援策をとりまとめ、工賃水準の向上に向けた基本的な考え方を定めています。

本計画はこの考え方を受けて「工賃水準の向上」に向けた取組を具体的に推進するための個別の事業実施計画として策定しています。



３．計画期間

計画期間は、２０１８年度（平成３０年度）から２０２０年度までの３年間とします。

４．計画の対象事業所

（1）就労継続支援Ｂ型事業所

（2）就労継続支援Ａ型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

|  |
| --- |
| Ⅱ　大阪府内の福祉事業所における工賃の現状 |

１．大阪府内福祉事業所の概要

（1）事業所の概要

①事業所数

平成３０年度当初の大阪府内の福祉事業所の数は２，２２７事業所あり、その中でも就労継続支援Ｂ型事業所の数で見ると、東京都に次いで全国で２位番目に多い数となっています。

②種別毎・府域所管地域毎事業所数





（2）工賃の現状

|  |
| --- |
| **府内の就労継続支援Ｂ型事業所の平成２８年度の月額平均工賃は１１，２０９円で、全国で最も低い。** |

①就労継続支援Ｂ型事業所の平均工賃

就労継続支援Ｂ型事業所の工賃支払総額は１，６７６，６２３，７２６円で、１人当たりの月額平均工賃は１１，２０９円となっている。



②全国平均との比較

大阪府の工賃水準は、毎年向上し、伸び率も全国平均を上回っているものの、平成２８年度の就労継続支援Ｂ型事業所の月額平均工賃は、全国平均を４千円程度下回り、全国で最も低い水準となっています。



③府内事業所の工賃分布

平均工賃月額別の事業所数の分布は、平成１８年度から２８年度にかけて、５，０００円以下の事業所の割合が大幅に減少するとともに、９，０００円を超えるの事業所の割合が増加するなど、グラフの山が右側へ大きく移動しています。

■　府内事業所の平均工賃分布





④参考データ





■　平成２８年度平均工賃一覧（都道府県別）



|  |
| --- |
| Ⅲ　「大阪府工賃向上計画2018（H30）～2020」 |

１．計画の基本的考え方

主たる工賃対象事業所である就労継続支援Ｂ型事業所においては、生産活動による就労機会の提供を行うとともに、重度の障がい者をはじめ利用者にデイサービス的な日中活動を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援するという重要な機能を果たしています。

一方で障がい者が地域において自立した生活を営むためには、工賃向上に資する取り組みを推進する必要があり、これまでも障がい者の就労支援の強化に取り組んできました。

このような中、平成３０年２月に国において「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」が一部改正され、平成３０年度以降も更なる工賃向上に向けた取り組みを推進することとされました。

これを受け、大阪府においても新たな「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づき、引き続き工賃向上に資する取り組みを推進することとします。

なお、今後３年間で工賃向上を図るための具体的方策を提示することにより、就労継続支援Ｂ型事業所の利用者や職員をはじめとした関係者に進むべき方向性を示していきます。

２．目標工賃

（1）大阪府の目標工賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 月額平均工賃 | 備考 |
| ２０１８年度  （平成３０年度） | １２，９００円 |  |
| ２０１９年度  （平成３１年度） | １３，６００円 |  |
| ２０２０年度  （平成３２年度） | １４，２００円 | 第４次大阪府障がい者計画（後期計画）における数値目標と同値 |

（2）目標工賃設定の考え方

①　前計画（H27～Ｈ29）策定時には、全国トップの伸び率をめざすため、平成２０年度から２４年度における都道府県トップの伸び率（約３４％）を基準に目標を設定しましたが、地域性の違いなど本府の実情を反映しておらず、現実離れしているとの指摘があったことから、大阪府における目標工賃は、平成２９年度に実施した「平成２８年度工賃（賃金）実績の報告」で各事業所が独自に設定する目標を調査し、各事業所から回答のあった目標工賃額の平均値としました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成２９年４月１日に存在している事業所から報告のあった平成３０年度から平成３２年度までの各年度の目標工賃額の平均（１００円未満切り捨て）   |  |  | | --- | --- | | 平成３０年度 | 9,553,598円／736事業所≒12,980円⇒12,900円 | | 平成３１年度 | 9,960,178円／732事業所≒13,606円⇒13,600円 | | 平成３２年度 | 10,406,490円／732事業所≒14,216円⇒14,200円 | |

②　福祉事業所が独自に設定する目標工賃については、月額により算出する方法を基本としますが、事業所及び利用者により、一日、一月の利用時間や一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額による算出も行うこととします。

（3）目標工賃の達成状況の把握・公表の方法

①　目標工賃の達成に向け、毎年度、達成可否の状況を把握し、その結果について、府ホームページへの掲載等により公表します。

②　各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、見直し等所要の対策を講じます。

３．官民一体となった取組に向けたそれぞれの役割

（1）大阪府の役割

以下の取組みを通して、工賃向上の実現を図るとともに、計画の進捗管理を行います。

①工賃向上計画支援事業の実施

本計画に基づき、以下の事業に取り組みます。

なお、事業実施に際しては、各年度における予算の定めるところにより実施します。

ａ　各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援

ｂ　共同受注窓口による受発注促進並びに企業等との協働による製品開発及び販路開拓

ｃ　府民・企業等への事業所の情報発信機能の強化　など

②官公需の発注促進等

平成２５年４月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行され、大阪府においても、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、事業所からの物品等の調達の促進に取り組みます。

また、市町村はもとより企業等に対し、事業所からの物品等の調達の働きかけを行うこととします。

③関係機関等との連携

計画を実効性のあるものとするため、市町村、障がい者団体、経済団体も含めた企業等、関係機関との連携を図ります。

④大阪府工賃向上計画の検証

毎年度、工賃向上計画の推進に関する専門委員会に計画の進捗状況等を報告し、有識者の意見を踏まえて進捗状況を点検するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

（2）就労継続支援Ｂ型事業所等の役割

①「工賃引上げ計画シート」の策定

工賃水準を向上させるためには、事業所の主体的かつ積極的な取り組みが重要であり、事業所責任者の強い意志に基づくリーダシップのもと利用者、職員、家族を含め、事業所関係者が経営理念や運営方針を共有し、具体的な目標、年次計画等を設定して取り組むことが必要となります。

よって、国の指針に定められているとおり、引き続き本計画でも特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等）がない限りは、「工賃向上計画」（大阪府では「工賃引上げ計画シート」と呼んでいます。）を策定することとします。

②「工賃引上げ計画シート」の実行

事業所は、策定した「工賃引上げ計画シート」に基づき、具体的な方策を実行することにより、工賃水準向上を図るとともに、計画の進捗管理を行っていく必要があります。

その際には、国の指針（「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針）に基づき、大阪府の支援策を活用するなど様々な手法を検討し、適切に対応していくことが必要となります。

（3）企業等の役割

国の指針においても、工賃の向上にあたっては、引き続き、産業界等の協力を求めながら、官民一体となった取組を推進することとされており、企業等においては、事業所の現状や工賃水準を理解いただくとともに、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取り組みが求められます。

そのため、大阪府としては、企業等の意識啓発を図る観点から、企業訪問をはじめ様々な手法を活用し、理解・協力を求めるとともに、障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障がい者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）の周知を行うなど、企業への積極的な広報活動・情報提供を行います。

（4）市町村の役割

工賃向上にあたっては、地域で障がい者を支える仕組みが重要であることから、市町村においても、事業所に対する支援内容の検討を行い、事業所に対する積極的な支援が必要となります。また、障害者優先調達推進法に基づく積極的な発注が求められます。

そのため、大阪府としては、市町村に対して事業所に対する支援内容の検討や物品等の発注実績の報告を求めるとともに、市町村と協働して障がい者の工賃水準の向上に取り組みます。

４．今後の具体的方策

府内の事業所における工賃水準を引き上げるため、市町村や企業等と連携しながら国の補助事業等を活用し、本計画に基づく取組みを効果的に実施していきます。

（1）各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援

各事業所が工賃を向上させるための事業計画となる「工賃引上げ計画シート」を策定するための支援を実施します。

【具体的事業】

①「工賃引上げ計画シート」の提示

・　各事業所における「工賃引上げ計画シート」の策定をスムーズに進めるため、「工賃引上げ計画シート」のフォーマットを作成し、今後の目標や具体的な事業展開など、事業所の考え方や方策を容易に反映できるようにします。

②「工賃引上げ計画シート」の策定支援

・　各事業所が工賃引上げ計画シートを策定するにあたり、事業所の状況等を鑑みた助言等を行います。

・　策定にあたっての相談に対応するため、経営コンサルタント等による個別相談会を実施するとともに、常設の相談窓口を設置します。

（2）共同受注窓口による受発注促進並びに企業等との協働による製品開発及び販路開拓

単独での受注が困難な小規模な事業所を支援するため、共同受注窓口の運営を支援し、安定的な受注確保を図るとともに、「企業等との調整」、「契約等に関する事務手続き」、「事業所間の調整」等を行う地域連携の共同受注ネットワークの構築による事業所主導の運営をめざします。

【具体的事業】

①共同受注窓口の運営の支援

・　受発注コーディネーターを配置し、これまで取引等のある企業等からの受注（「共同受注」・「共同製作」・「共同販売」を含む）について、継続的な受注確保に努めるとともに、更なる受注拡大を図り、安定的な運営（自立化）をめざします。

②企業等との協働による製品開発

・　官公需や民需に係る関係者（自治体、障がい者就労施設、民間企業等）が参画する協議会を設置し、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、企業等との協働による製品開発、販路拡大について検討します。

（3）優先調達制度の積極的活用

障がい者就労施設等からの物品等の調達促進のために定めている府独自の優先発注制度（大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針）を積極的に活用し、障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進を図ります。

【具体的事業】

①優先調達方針の策定及び効果検証手法の検討

・　障がい者就労施設等からの調達を推進し、障がい者の経済的自立を支援する取組みを進めるため、物品購入等における随意契約の活用を図る優先調達方針を策定します。

・　優先調達の効果を検証する手法について、検討を進めます。

②庁内への制度周知の徹底

・　庁内への制度の周知を徹底し、各種イベント・式典、調査等の記念品や名刺・封筒の印刷、施設等の清掃や除草作業など役務の提供等に際して、積極的に障がい者就労施設等から調達するよう促進します。

（4）就労支援の場の提供

障がい者就労施設等で生産されている製品の販売機会等並びに施設で働く障がい者の販売に関する経験とスキルを構築し、将来的に就労につながるよう、就労訓練の場の提供を検討します。

【具体的事業】

①大阪府庁舎内アンテナショップの運営

・　就労訓練の場として庁内の空きスペースを活用し、アンテナショップ「福祉のコンビニ　こさえたん」を設置し、製品販売を通じて、参加事業所の商品力向上や事業所で働く障がい者の販売スキルの構築・向上、ひいては、工賃向上につながるよう事業所の販売を支援します。

（5）農と福祉の連携の促進

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の工賃の向上及び農業の担い手の拡大を図るため関係部局と連携し、障がい者の雇用・就労支援の強化に取り組みます。

【具体的事業】

①ハートフルアグリサポートセンターの運営

・　農業分野での障がい者の雇用・就労を、より一層促進するためハートフルアグリサポートセンターを設置し、ワンストップ体制により、障がい者の雇用等を前提とした企業等の農業参入を支援します。

また、先行企業等で構成される企業コンソーシアムや関係機関などの相互連携により、参入から経営開始後の各段階における支援を行います。

②ハートフルアグリトライアル促進事業

・　ハートフルアグリを一層促進するため、農家等と地域の福祉事業所のマッチングを行い、農家等が試行的に障がい者の農作業体験を受け入れることで、農家等が障がい者の農業の担い手としての可能性を検証する機会と障がい者自身が農業への適性を把握する機会を創出します。

さらに、農作業体験を受け入れた農家等と福祉事業所の請負契約の締結を支援します。

③ハートフルアグリ普及・啓発事業

・　ハートフルアグリのさらなる拡大と発展を図るため、マルシェ等のイベントを開催し、ハートフルアグリの普及・啓発を行います。

（6）新たな職域の開拓

事業所の経営の安定や障がい者の働き甲斐の向上に資するよう、付加価値があり、収益性のある職域の開拓を検討します。

【具体的事業】

①役務業務の開拓

・　宿泊施設やレジャー施設などのサービス業に伴う清掃業務や接客業務など、収益性のある役務業務を提供できる事業所を増加させるため、技術習得の支援やノウハウの共有など工賃の向上につなげるための支援を行います。

（7）府民・企業等に対する情報発信機能の強化

府民や企業等に事業内容を理解いただき、製品の社会的認知度の向上を図り、地域住民の購買意欲の向上や福祉事業所への発注機会の増大に向けた効果的な広報活動を行います。

【具体的事業】

①情報発信コンテンツの充実

・　ホームページ、メールマガジン、Ｆａｃｅｂｏｏｋ等により出店情報や製品情報などを発信し、府民の自主的な事業所製品等の購入の促進や、企業等の理解・協力を求めていきます。

②「こさえたんサポーター」の登録促進

・　サポーターの登録者数を拡大することによって、普及啓発や製品の情報発信、販売促進につなげていきます。

|  |
| --- |
| **「こさえたん」とは**  大阪府内の福祉事業所で働く障がい者が生産する製品の愛称です。  大阪弁で「作る」を表す「こさえる」を親しみをこめて呼べるようにもじったものです。 |

|  |
| --- |
| **「こさえたんサポーター」とは**  福祉事業所において、障がいのある方が一つひとつ真心込めて手作りした製品のことを、みなさんにもっと知っていただき、福祉事業所の製品の購入や販売活動を家族や友人の方々にＰＲしていただくことで、障がいのある方の「働く」ことを応援する人たちです。（平成２７年度から登録を開始） |

③「こさえたんロゴマーク」の認知度向上

・　製品イメージの向上を図り、販路拡大につなげるため、ロゴマークを適正かつ効果的に活用し、製品とともに認知度向上に努める。

|  |
| --- |
| **「こさえたんロゴマーク」とは**  大阪府内の就労継続支援Ｂ型事業所等で生産された製品の付加価値及び社会的認知度を高め、販路拡大につなげることで、工賃の向上を図ることを目的として、平成２６年度に作成。 |

|  |
| --- |
| Ⅳ　参考：工賃向上計画支援事業（Ｈ２７～Ｈ２９）の概要と評価 |

１．工賃向上計画支援事業（Ｈ２７～Ｈ２９）の概要

（1）事業概要

○委託先

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

○対象事業所

（1）　就労継続支援Ｂ型事業所

（2）　就労継続支援Ａ型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所

○実施期間

平成２７年度～平成２９年度

○実施内容

平成２７年度に策定した「大阪府工賃向上計画」に基づき、平成２７年度以降、「工賃引上げ計画シート」策定の支援や販路拡大等の支援を中心とした工賃水準を引き上げるための様々な支援を行いました。

≪支援内容≫

◇　各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援並びに実行支援

◇　共同受注窓口による受発注促進並びに府内調整

◇　府民・企業等への事業所の情報発信機能の強化

（2）事業参加状況（「工賃引上げ計画シート」の提出）

平成２４年度から、国の指針により、原則として、全ての就労継続支援Ｂ型事業所において「工賃向上計画」（大阪府では「工賃引上げ計画シート」と呼んでいます。）の策定が求められることとなりました。

また、就労継続支援Ａ型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、工賃向上計画支援事業における支援策の対象として差し支えないこととされました。

平成３０年３月末において「工賃引上げ計画シート」を提出しているのは、就労継続支援Ｂ型事業所８６９事業所のうち、７１９事業所（８３％）でした。

なお、その他（就労継続支援Ａ型、生活介護事業所、地域活動支援センター）を含めると、２，２００事業所のうち７７４事業所（３５％）が提出しています。



|  |
| --- |
| **「工賃引上げ計画シート」とは**  事業所の関係者で運営方針等を共有するため、現状の評価や課題の抽出、今後の売り上げや工賃額の目標と具体的な方法など工賃アップに向けたプロセスを記入していただくものです。 |

（3）事業参加・不参加での工賃比較

事業への参加・不参加（「工賃引上げ計画シート」の提出の有無）に分けて工賃を比較すると、参加事業所の月額平均工賃（平成２８年度）は１１，１９１円と、大阪府平均の１１，２０９円よりも１８円低いものの大きな差はない。

しかしながら、府平均工賃相当額以下（１２，０００円以下）の事業所のみの平均工賃月額を比較すると参加事業所の平均工賃が７，１７２円に対し、６，６０４円と平成２８年度は、５６８円の差が生じている。

この傾向は２０，０００円以下の事業所のみの平均工賃月額でも同様の傾向であり、「工賃引上げ計画シート」を提出した事業所の方が工賃水準が向上している。



２．事業の評価

（1）各事業所の工賃引上げ計画シート策定支援並びに実行支援

「工賃引上げ計画シート」の策定及び提出は、大阪府が実施する「大阪府工賃向上計画支援事業」の各種支援を活用する際の条件としており、事業所の営業力・企画力の向上及び製品の品質向上に向け、事業計画を策定する段階から各種支援を実施しました。

【事業内容】

①「工賃引上げ計画シート」の提示

・　各事業所にとって実効性のある「工賃引上げ計画シート」のフォーマットを作成し、今後の目標や具体的な事業展開など、事業所の考え方や方策を容易に反映できるようにしました。

②「工賃引上げ計画シート」の策定支援

・　各事業所が工賃引上げ計画シートを策定するにあたり、事業所の状況等を鑑みた助言等を行いました。

・　策定にあたっての相談に対応するため、経営コンサルタント等による個別相談会を実施するとともに、常設の相談窓口を設置しました。

③「工賃引上げ計画シートブラッシュアップセミナー」の開催

・　各事業所における「工賃引上げ計画シート」のＰＤＣＡサイクルによる進捗管理により、さらに実効性のある計画にブラッシュアップするほか、事業所における「目標工賃達成指導員」の企画力・マネジメント力の向上を目的として「工賃引上げ計画シートブラッシュアップセミナー」を開催しました。

④「工賃向上セミナー」の開催

・　各事業所の経営力及び技術力等の向上を図るため、知識の習得や情報取得を支援するための「工賃向上セミナー」を開催しました。

|  |
| --- |
| 【評価】  ○　就労継続支援Ｂ型事業所の「工賃引上げ計画シート」の提出率は、新設の施設が増加している中、引き続き８０％代を維持できている。  ○　常設相談窓口へは平均約１９０件／年の相談があり、「工賃引上げ計画シート」の記載方法や工賃額の計算方法など各事業所の様々な課題に対応したことが提出率の維持につながっていると考えられる。  ○　８０％以上の事業所が計画シートを提出（事業参加）していることは、本事業が多くの事業所に浸透し、事業所における課題整理やスタッフ間の意識統一など、工賃向上にむけた取組みが進められたと考えられる。  ○　大阪府全体の工賃を向上させるためには、各事業所が実効性のある計画を策定し、工賃引上げ計画シートによるＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行えるように、今後も事業所に対して支援していく必要がある。 |

（2）共同受注窓口による受発注促進並びに府内調整

共同受注システム（「共同受注」・「共同製作」・「共同販売」）において、受発注コーディネーターを配置し、継続的な受注確保に努めるとともに、受注拡大を図りました。



【事業内容】

①受発注コーディネーターの配置

・　これまでの受発注コーディネート事業で積み上げた企業ネットワークや共同受注の仕組みを、さらに地域レベルに拡大するため、「受発注コーディネーター」を配置しました。

②地域連携の共同受注ネットワークの構築

・　企業等からの大量受注に対応できるよう、複数の事業所が集まった地域単位での連携を目指し、地域連携の共同受注ネットワークを構築しました。

|  |
| --- |
| 【評価】  ○　企業からの受注は減少しているが、優先調達による発注の増加により国や市町村等からの受注額は増加している。  ○　企業等からの大量発注に対応していくためには、個々の事業所では生産能力に限りがあるため、複数の事業所による製品科目別・地域別等のグループを構成し、共同で行う３つの仕組み（「共同販売」・「共同製作」・「共同受注」）をつくり、対応することで企業等からの大量受注に対応できるようになってきた。  ○　また、障害者優先調達法の施行により官公庁等からの受注が増加する中、府内にある地域の共同受注グループとの連携も強化しながら、さらに受注の拡大を図ることができるよう努めていく必要がある。  ○　共同受注窓口の自立化に向け、市町村及び地域の共同受注ネットワークと交流会を開催するなど連携を深めてきた。  平成３０年度中に自立化に向けた基本方針を決定する予定となっており、引き続き、検討を行っていく必要がある。 |

（3）府民・企業等への事業所の情報発信機能の強化

ホームページ等を活用し、製品の社会的認知度の向上や企業等に対する意識啓発を行いました。

【事業内容】

①ホームページによる広報活動の充実

②メールマガジンによる福祉事業所の情報発信

③「こさえたんサポーター登録制度」の創設、展開

④発注コーディネーターによる広報活動　　など

|  |
| --- |
| 【評価】  ○　事業所の取組の周知や企業等からの発注を促進するためには情報発信が必要不可欠であるが、ホームページへの閲覧件数は減少傾向にあることから、より効果的な広報手法による情報発信を検討・実施していく必要がある。  ○　府民等が福祉事業所の製品の購入や販売活動のＰＲを行う「こさえたんサポーター」の登録者数が平成３０年３月末時点で約１，０００人となったが、今後も制度の趣旨を周知し、登録者数の拡大に努めていく必要がある。 |

（様式）

工賃引上げ計画シート

提出日　　　　　年　　　月　　　日

記入者名

１-１．事業所の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 事業所名 |  | |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)  事業所長名 |  | |
| 事業所住所 | 〒 | |
| 連絡先 | TEL |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所種別 | 就労継続支援B型 | 就労継続支援A型 | 生活介護 | 地域活動支援センター | その他（左以外） |
| 定員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 利用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

１-２．従たる事業所の概要　＊従たる事業所がない場合は記入不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | |
| 事業所住所 | 〒 | |
| 連絡先 | TEL |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所種別 | 就労継続支援B型 | 就労継続支援A型 | 生活介護 | 地域活動支援センター | その他（左以外） |
| 定員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 利用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

２．工賃の現状と引き上げ目標

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 平成３１年度 | 平成３２年度 |
| 売上総額 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 工賃支払総額　① | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月　額 | のべ人数  ② | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 平均工賃額  （①÷②）＊ | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 時間額 | のべ人数  ③ | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 平均工賃額  （①÷③）＊ | 円 | 円 | 円 | 円 |

＊平均工賃額の計算は小数点以下を四捨五入してください

３．作業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業名 | 作業の内容・主な取引先や販売方法など | 課題と方向性 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．工賃向上計画　＊この頁は必要に応じて複写して使用ください

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる作業  （複数可） |  |
| 前年度の評価 |  |
| 目標 |  |
| 取り組むべき  テーマ | ①営業力の強化　　　　②企画力の向上　　　　③経営力の強化  ④技術力の向上  ⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取り組み  の内容 |  |
| 必要となる支援 |  |